

総務常任委員会

平成24年12月13日（木曜日）

総務常任委員会

平成24年12月13日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 4 号 旭市私債権等管理条例の制定について

議案第 5 号 千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 6 号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長 木内 欽市
委員 高橋 利彦
委員 太田 将範
委員 大塚 祐司

副委員長 伊藤 保
委員 柴田 徹也
委員 飯嶋 正利

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 林 俊介

議員 林 七巳

説明のため出席した者（22名）

副市長 増田 雅男
行政改革推進課長 林 清明
企画政策課長兼被災者支援室長 米本 壽一
税務課長 佐藤 一則
会計管理者 宮應 孝行

秘書広報課長 伊藤 浩
総務課長 加瀬 寿一
財政課長 加瀬 正彦
市民生活課長 斉藤 馨
消防長 佐藤 清和

監査委員長 馬 淵 一 弘

その他担当 11名
職 員

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋
主 査 榎 澤 茂

事務局次長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（木内欽市） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、林七巳議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆様方には、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案4議案について審査をしていただくことになっております。また、議案第4号が可決された場合、発議につきましてご協議をお願い申し上げたいと思います。どうぞ、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、簡単ではありますが、あいさつに代える次第でございます。

では、木内委員長、よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） ありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号の一般会計の補正予算、議案第4号の私債権等の管理条例の制定、議案第5号の総合事務組合理約の一部改正にかかわる協議、議案第6号の専決処分の承認についての4議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決、承認くださいますようよろしくお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ご苦労さまでございます。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（木内欽市） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、旭市私債権等管理条例の制定について、議案第5号、千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第6号、専決処分の承認についての4議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算（第5号）の議決につきまして、補足説明を申し上げます。

本会議でも申し上げたところでございますが、改めて予算の規模をご説明いたしますと、今回の補正額3億300万円を加えた後の予算規模は、292億8,900万円で前年度の同時期と比較いたしまして10.2%の減となっております。

補正予算書の9から11ページ、ここが歳入となっておりまして、今回の補正予算の財源といたしましては、国・県補助金、それから地方債、基金繰入金のほか、繰越金を計上しております。

このうち、10ページにあります18款繰越金の補正額は7,094万8,000円で、補正後予算額は17億1,840万1,000円となります。

23年度決算に基づきます実質収支でございますが、21億5,521万2,000円でありますので、差し引き4億3,681万1,000円を今後の補正財源として留保しているところでございます。

そのほか、事業内容につきましては、本会議においてご説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 総務課所管について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の12ページをお願いいたします。

2款1項1目、説明欄2のコミュニティ施設管理費です。

11節需用費135万5,000円は、萬歳地区多目的研修センターの地下ピット修繕工事です。東日本大震災やその余震等の影響が大きな要因と考えられますが、擁壁に亀裂やひびが入りまして、調理室の地下ピットに地下水が流入し、浸水しているため修繕するものでございます。

この地下ピットには、電気配線やガス配管があり、ガス漏れ事故等が発生するおそれもあるため、早急に対処する必要があります。

なお、歳入については、災害復興基金繰入金を全額予定しております。

次に、予算書の30ページをお願いいたします。

給与費明細書です。

今回の補正は、当初予算編成後の人事異動及び職員数の減に伴う増減を各款にわたって補正するものです。

1、一般職、（1）総括の補正後と補正前を比較いたしますと、職員数が2人の減、給料が1,129万3,000円の減、職員手当等が438万1,000円の減、共済費が232万6,000円の減となり、合計で1,800万円の減となります。

下段は職員手当等の内訳です。

主な内容といたしましては、期末手当が273万1,000円の減、勤勉手当が165万円の減となります。

次の31ページをお願いいたします。

給料及び職員手当等の増減額の明細です。

今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告では、民間との給与較差は小さく、ほぼ均衡しているということで改定勧告はされませんでしたので、給与改定に伴う増減分はございません。

給料の増減額マイナス1,129万3,000円の内訳は、退職等のいわゆる新陳代謝及び人事異動による増減分が676万5,000円の減、その他、育児休業や休職等の欠員による減額が452万8,000円となります。

職員手当等の増減額マイナス438万1,000円の内容は、先ほど申し上げましたように、新陳代謝及び人事異動、育児休業、休職等による期末手当及び勤勉手当の減額分でございます。

総務課所管については、以上でございます。

○委員長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、13ページをお願いいたします。

7目企画費の説明欄1、企画事務費です。8の報償費、この40万円についてご説明申し上げます。

これは、旭中央病院検討委員会の開催に当たりまして、本委員会の目的であります経営形態の調査研究を進めるに当たって、病院改革の先進地の取り組みやその状況を把握するために、年明けの会議で講師を招くための経費です。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 13ページ、今、課長からの説明ありましたが、報償費、先進地視察ということですが、外部委員の報償金といいますか、これはそのままなんですか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは、第1回をこの場で開催しまして、今度第2回やって、第3回以降の会議で全国の先進地の病院の方をここにお招きするという経費でございます。先進地視察ではなくて、旭市にお招きするための経費ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、それは何といいますか、旅費、それから費用弁償みたいなものですか。それに該当するものですか。となれば、その報償費は1回どのぐらいになるのか、外部の方、お願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは、どこからというのはまだ決まってはおりませんけれども、こちらからお願いしたいというところをめどとしてつかんでおります。全国から3つ来ていただくかなというふうに考えております。それは、沖縄県と山形県と地元と、こういった方の旅費と費用弁償ということになるわけですが、1人当たり8万円で5人分をと、こういった積算であります。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、今までの検討委員の費用弁償、かなり安いと思うんですよ。ちょっと私も金額忘れた。そういう中で、今後は、その辺どういうふうにしていくのか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 前回の議会でも、この場でもそういう話がありました。1人当たり6,000円という金額です。それプラス旅費、要するに電車賃そのものを加えた金額で非常に安いということになります。でも、これは変えずにそのまま委員にもそれは了承を得ていることですので、変えずにそのままいきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今、関連して伺いますけれども、この先進地から5人呼ぶんですね。一緒の日にやるんですか、そういった会議は。そうすると、かなり大勢の方が今度は来られると思うんですけれども、場所はどこでやる予定なんですか。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 場所は、先方が来てくれるかどうかはまだ分かりませんが、場所はここでやりたいというふうには、今、考えております。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） せっかく講師を呼んで、先進地の方からいろいろな話が聞けるわけですから、こんな場所でやらないで、旭市にもっといい場所あるわけですから、金のかからないところだっていっぱいあるでしょうよ。もっと大きいところでやったらいいと思うんですけども、何なんですか、それは。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 場所につきましては、その状況でまた検討したいと思います。

もう少し細かく言えば、この講師、具体的に独法化を進めているところで、今のメンバーの委員がそれについて勉強したいという大きな目的があります。でも、今、委員がおっしゃるとおり、もっと広い場所で大勢の方に聞いてもらったらどうですかということであれば、またその辺は中で検討したいと思います。

○委員長（木内欽市） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 何か、取り組み方が本当に中途半端な感じがするんですね。先進地から5人講師を呼ぼうというわけですよ。それなのに、ここで関係者だけ入ったらいっぱいでしょう。そんなもの、何人入ったっていいんですよ。例えば、傍聴が10人でもいいと思うんですね。体育館をやって、そこでやって人が集まらなくなったら同じことですから、私はぜひ、場所はそんな検討しなくたってあそこでやろうと、大きい場所は大は小を兼ねるといいますから、初めからそんな考える必要はないと思います。どうでしょうか。

○委員長（木内欽市） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは、今月、第2回目を開催します。3回以降のこの会議になりますので、この第2回の委員会でその辺のところは十分検討させていただきたいと思います。相談させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 議案第4号、旭市私債権等管理条例の制定について、本会議で詳しくご説明できなかった第7条の債権放棄について補足説明を申し上げます。

一番最後のページ、第7条をご覧ください。

第7条は、私債権等の放棄について規定するもので、第1項では、債権放棄できる具体的な内容を規定しております。

第1号は、法令等に基づく種々の手段を講じたにもかかわらず、時効が完成したときは、時効の援用がなくとも債権を放棄できることとしたものです。なお、時効の完成後に債務者から一部弁済や時効の援用放棄があった場合は放棄せず、引き続き納付を求めていくこととなります。

第2号は、債権者が失踪、行方不明など、事実上、債権回収見込みがない場合に放棄できることとしたものです。

第3号は、相続人が限定相続した財産より強制執行に係る費用や他に優先的に支払うべき債務の額が上回るときは、放棄できることとしたものです。

第4号は、生活保護者や申請をすれば生活保護を受けることができるような生活困窮状態にあり、かつ資力の回復が困難である場合に放棄できることとしたものです。

第5号は、破産法や会社更生法などにより免責を受けた場合、法律上債務者から強制的に取り立てることができなくなりますが、債権自体は消滅しないため、それらの債権を放棄できることとしたものです。

第6号は、強制執行や債権の申し出など法的手段を尽くしても、完全に履行されなかった場合において、債務者がなお無資力またはこれに近い状態にあり、回収の見込みのない債権について放棄できることとしたものです。

第7号は、資力がないなどの理由から、徴収停止の措置をとってから相当期間経過しても、債務者の状況が変わらず債権を回収できる見込みがない場合、放棄できることとしたものです。

第2項は、本会議でもご説明いたしましたが、債権を放棄した場合の議会への報告について規定するものです。債権の放棄は、本来議決事項とされており、安易な放棄は許されないことから、議会へ報告し監視を受けることで債権の適正な管理を確保するものです。なお、市長は、病院事業管理者から報告を受けた診療費の放棄についても併せてご報告いたします。

以上で終わります。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この件についてお尋ねします。

物を売り、それからサービスを提供する。そういう中で、その代償を受け取るのは、これはしごく当然のことでありまして、一般企業であれば、これはすべて帳簿上でも何でも管理しているわけですね。それをあえて条例化をなぜするのか。その点、お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 委員のおっしゃるとおり、地方自治法あるいは施行令でも、適正な管理に努めなさいということは載っているわけですが、今までその部分が若干おろそかになっていたという反省もあります。

もう1点ご報告すれば、今ご説明した第7条の関係、この債権の放棄について、本来議会の議決事件であるということの中で、少額の債権、これを回収の見込みがないままに今までは残しておりました。そうしますと、額だけ膨らんで実際には取れないものが、いつまでも残っているという状況がありますので、それらは放棄させていただいた上で取れるべきものをしっかり取っていくんだということを改めて条例で規定し、努力していきたいということであります。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ここは委員会ですから、時間も回数も制限ありませんので、1つずつ質問します。

まず、この管理条例に、なぜ徴収という言葉が入らないのか。この内容を見ますと、徴収という文言が全然ないわけですよ。徴収をする目的であれば、なぜこの徴収という文言を入れないのか。この市の条例にも徴収というのは、ほかのことでもかなりあるわけですね。それなぜここに入れないのか、その辺お尋ねします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 賦課から督促、催告を含めた徴収のための仕事、それからさらには法的手続きをとったところ、それから放棄についてということで、債権を回収していくすべての作業を管理という言葉で表したということでご理解をいただきたいと思います。

他市の例等を見ましても、なかなか徴収という言葉に特記したものがなかったということも含めて、前例等が管理という言葉で全部を含むんだということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ここに管理徴収条例と設けてもいいと思うんですよ。それで、管理というのは、課長、広辞苑で調べたって管理というのは徴収ということは全然入らないわけですよ。そういう中で、管理というのは、自分らで勝手につけた言葉であって、誰が見たって、ここにいる皆さん方、管理と言ったらみんな管理だけだと思います。徴収ということは全然念頭にないと思いますよ。頭にないと思うんですよ。ですから、ここで何で、もう1回、管理にしたのか。これは逃げ口上じゃないかと思うんですよ。

それと同時に、結局、旭市というのは一つの組織でしょう。そういう中で、今までは縦割りでやっていました。だから管理がおろそかだった、それは言い訳になっちゃうと思うんですよ。一つの組織ですから、横縦重なって、それで一つの組織だと思うんです。そういう中で、それはどういうふうに考えているのか。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 名称については、先ほどご説明したとおり、債権回収の管理をするという面で徴収という言葉が出てこないというご指摘ではありましたが、徴収作業も含めて、すべてを管理だということで表現したということでご理解をいただきたいと思います。

それから、縦割りの話ですが、最初にご答弁申し上げたかと思いますが、今までおろそかになっていた部分もあるのかなという反省も含めて、条例ではっきり決めて取り組んでいくんだということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 6条に、ここに「保全及び取立てに関し」と、ここでなぜ納付期限を、例えば1年なら1年したら強制的に対応を考えますよと、そういう文言が入って当然だと思うんですね。これでは、本当のただ管理だけになっちゃうと思うんですよ。

それから、7条の中で、「消滅時効に係る時効期間が満了したとき」、これは当然のこと、こういうことを入れる必要があるのか。

それから、7条の7で「徴収停止の措置をとった当該債権」、これは時効の関係があると

思うんです。いくら市長が執行停止をしたって、法的な時効は進んでいるわけですよ。そうしたら、ここにおかしな問題が出ちゃうと思うんですね。

それから、あと第8条で「必要な事項は、市長等が別に定める」と、これはどういうふうになっているのか、その辺。8条については、何らかもう文章化されていると思いますが、それがありましたらいただきたいと思うんです。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） まず、年度をはっきりうたうべきだと、6条の関係です。

これは自治法施行令の171条、それから171条の4まで、これを引用したもので、ここには督促をちゃんとしなさい、取れないものについては強制執行、徴収停止等をしなさいということが書かれているわけですが、ここでも施行令でも相当の期間という言葉が使われておりまして、これらについて、先進市の例等を参考にしましたところ、おおむね1年だと。うちの市のコミヤ弁護士も言うておりました。そんな中で、この年限を切ることにについては、規則のほうでうたっていきたいというふうに考えております。それは、7条の1項7号についても同様に規則のほうで期限を決めたいと考えております。

それから、8条ですが、今申し上げましたとおり、細かいことは規則にゆだねたいと思いますので、それらをここで決めるということではありますが、この規則については、今、検討もんでいるところでありますので、公布がはっきりと決まりましたら、また議会のほうにもご報告したいというふうに考えてます。よろしくお願いします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） これでは、この条例、ただのパフォーマンスなんですよ、本当に取る気がなくて、ただよそも作ったから作ったと、そういうことになっちゃうんで、ですから、ここで8条なんかでも、市長が別に定める、ここに1項を入れちゃえばそういう必要ないと思うんですよ。ここが最後何でも抜け道になっちゃうんですよ。ここがやわらかくなっちゃうんですよ。職員がやりいいように。

いずれにしても、今旭市でも、まあ私もこの間ちょっと言いましたが、下水道関係でも4億四・五千万円、税金垂れ流ししているわけですよ。それから、税金だって3億円から不納欠損出しちゃっているわけですよ。そうしますと、旭市の市税の1割強がそういう結果になっちゃっているでしょう。そういう中で、やっぱり市民が平等にこの税を負担してもらうためにも、やはりきちっとした条例にする。そして、それに基づいて職員も徴収する。そ

れがやはり税金の有効な活用になると思うんですけれども、そういう中で、なぜここに別に定めるでなく、ここに入れば何文字も入れないで、これだけで済んじゃうんじゃないですか。どう思いますか、これ。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） その期限を条例にというご意見です。

この条例案を作ってから、庁内でもいろいろ議論してきた中で、その部分については他の条例等との関係もありますので、規則が適当だろうということが一つと、それから、例えば1年を経過したら強制執行とかというのを条例に書きますと、逆に言うと1年を過ぎないといけないということにもなりかねませんので、その辺については、他の例えば私債権等とは別個に公債権の部分も滞納がある人がいたというときに、公債権のほうで強制執行がかかるとき、強制徴収がかかるときには併せて私債権もということもあり得るのではないかというような考えもあって、条例で期限を切るよりは規則にゆだねるべきということに決まったわけです。その辺はご理解をいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 議案第5号、千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、本会議で説明した以外、特に説明することはございません。
よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 議案第6号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

専決処分の内容は、平成24年度旭市一般会計補正予算（第4号）でございます。

本会議でも申し上げたとおり、この補正は、去る11月16日に衆議院が解散されたことから、必要となる選挙執行経費について11月19日に専決処分したものでございます。

補正額は3,300万円でございますが、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、県からの委託により執行するもので、歳入については全額、県支出金を予定しております。

そのほか、事業内容につきましては、本会議においてご説明申し上げたとおりでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○委員長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうからは歳出の主な内容について、若干説明をいたします。

補正予算書の6ページ、7ページが歳出になっております。

1節報酬228万3,000円は、投票管理者・立会人等253人への費用です。

3節職員手当等1,562万9,000円は、投・開票事務従事者等、これが576人の手当でございます。

11節需用費の消耗品費178万3,000円は、投票所養生シート、懸垂幕、それから風船等の購入費用でございます。また、食糧費44万8,000円は、期日前投票や投票日当日36投票所での立会人等への茶菓代等でございます。

12節役務費の通信運搬費177万1,000円は、入場券・選挙公報の郵送料等でございます。その下、手数料286万1,000円は、選挙公報の新聞折り込み、投・開票機器の点検手数料が主なものでございます。

13節委託料484万7,000円は、市内250か所のポスター掲示板の設置や撤去費用として443万7,000円、これが主なものになっております。

18節備品購入費165万2,000円は、津波で被災し、新しくなった中谷里浜区コミュニティセンターや広原西青年館などに備品を購入するものでございます。

以上で説明が終わりになります。よろしく申し上げます。

○委員長（木内欽市） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（木内欽市） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市私債権等管理条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（木内欽市） 全員賛成。

よって、議案第6号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（木内欽市） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、資料の説明に入りたいと思います。

平成24年度旭市復興交付金（第4回申請分）配分概要という資料をご覧いただきたいと思っています。

これは、第4回、国の復興交付金の配分概要について報告するものであります。市からは10月17日に申請し、11月30日、国からの配分通知があったものであります。

一つに、飯岡中学校改築事業に3億1,500万円の配分がありました。ただ、26年度の事業につきましては、今後、追加申請するということであります。

それから、2つ目の統合保育所、これは残念ながら対象外となりました。

3つ目は、災害公営住宅整備事業ということで、ご覧の金額であります。

合計で6億8,200万円ということで、既に国からは第2回にも配分を受けております。その分を合わせますと、8億4,700万円という金額になるわけであります。

続きまして、旭市・千葉県津波対策事業説明会報告資料という、その資料をご覧になっていただきたいと思っています。

これにつきましては、11月25日に飯岡保健センターと矢指小学校で行ったものであります。一般住民は130人の参加がありました。ダイヤモンドにありますように、千葉県が行う津波防護対策というか、対策事業について説明をいたしたいと思っています。

基本的には6メートルの高さの防護施設を造りますよということでありました。ご覧の表のとおり、第1工区から第5工区までありまして、これについて説明したいと思っています。

第1工区は、いいおかみなと公園の西側辺りから約200メートルのところに直立護岸、直立護岸というのはコンクリートのL型の直立護岸であります。それを設置して6メートルの高さにするというものであります。この6メートル、6メートルというのは海拔のことです。

それから、第2工区の場所につきましては、1と2、2つに分けて、矢指川付近まで

は傾斜護岸と盛土と記載してございますけれども、傾斜護岸というのはコンクリートを使った護岸を造って、その上に土を乗せて6メートルにするという、そんな構造であります。

2-2工区につきましては直立堤、これはコンクリートの構造物を造りまして、直立堤の6メートルの高さを造ると。

第3、第4につきましては、基本的には砂で盛って6メートルの高さにするという構造であると。

5工区、矢指ヶ浦海水浴場から西につきましては、まずその一つについては直立堤、コンクリート構造によります直立堤防を造ると。それから、5-2につきましては、土で砂丘堤を造ると。それから3につきましては、盛土構造とありますけれども、これは砂丘堤と同じであります。土を盛った構造にするということでもあります。

この資料については以上であります。

続いて、イメージアップキャラクターが決まりました。

これは、実は明日、報道関係に発表を行いまして、表彰式も明日行われる。先にこの委員会で報告したいということで提出させていただきました。

愛称につきましては、「あさピー」という愛称でありまして、デザインはご覧のとおりであります。最優秀賞は、馬淵さんという大学院生、これ大学生とありますけれども、大学院生であります。

なぜここに至ったかというのは記載のとおりで、デザインの説明があります。頭にトマトがあり、野菜をイメージした緑色の羽があって、しっぽはイワシのしっぽであると。それから、全体的にひよこをイメージして男の子であるという、そういった内容でありました。

応募は606作品がありまして、最終的にこの1点が決まったということで、これから着ぐるみの制作に取りかかってまいります。着ぐるみのデビューは来年のさくらまつりをスタートにしたいと、そういうふうに考えております。

以上であります。

資料はありませんけれども、もう2点ほど報告させてください。

1点は、コミュニティバスが市内に5台走っているんですけれども、コミュニティバスの車体回りに広告を掲載しましょうということにしたいと思います。1月1日、広報あさひ元旦号でそれをお知らせして、募集をして、4月1日から掲載しましょうということにしたいと思います。もちろん有料でありまして、月2,000円から4,000円をいただいて年間60万円ぐらいの収入を見込むと、そういったことにこれから取りかかろうとしております。そのこと

の報告をさせてください。

それから、もう1点は、道の駅であります。

もう既に8回を終えております。今の8回目の状況を簡単に報告いたしますけれども、今の状況は経費がどのくらいかかるんだろう。道の駅にはどれだけの人員が必要だろうと。あとは、道の駅の建物を造った場合にはどういったゾーニングがいいだろうとか、どういった動線、流れがいいだろうとか、そういったことの、今、検討しております。まだ結論には至っていませんけれども、そういった今の状況ですということだけ報告させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、災害公営住宅に係ります執行の状況をご報告させていただきます。資料は特にありません。

今議会でも30戸が33戸になりましたということで、お答え申し上げたとおりでございますけれども、今の状況ですが、復興交付金が認められたと。それで、災害公営住宅整備工事に係ります設計業務委託、この入札を11月20日に実施いたしました。

契約については、11月30日、日野建築設計事務所と815万8,500円で締結いたしました。

この内容ですが、災害公営住宅の基本設計及び実施設計、それからボーリングによります土質試験、それから建築確認申請書の作成を含めてということでお願いしたところであります。

なお、工期につきましては、平成25年3月25日ということでございます。

あと、外構等の工事につきましては、このほか駐車場の整備、フェンスの設置などを別途予定しておるところでございます。

あと、この完成の期限ですが、応急仮設住宅の入居期限である平成26年5月の退去に間に合いますよう平成26年3月末の完成を予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革推進課からは、第2次行政改革アクションプランの取り組み項目の追加についてご報告申し上げます。

第2次行政改革アクションプランを策定してから3年目を迎えることから、さまざまな状況の変化に対応し、新たな課題を解決していくために、取り組み項目を追加することとした

しました。資料は用意してございませんが、追加した項目が人件費の削減の中で、時間外勤務手当の縮減等を含めまして計11項目を追加することといたしました。

詳しいことはホームページ等で掲載して、市民の皆様にも見ていただくことにいたしますが、今後にも必要な取り組みは追加していきたいというふうに考えております。

行政改革推進課からは以上です。

○委員長（木内欽市） 所管事項の報告は終わりました。

それでは、所管事項の報告で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 道の駅の件でちょっとお尋ねしますけれども、仁玉工区の絡みで、中央病院近辺は一般的には転用がきかないという話を聞いているんですが、市がやれば転用がきくのかどうか、その辺、詳細な説明をお願いしたいと思います。

○委員長（木内欽市） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今のご質問ですけれども、仁玉川の改修事業の関係で、それは補助金を受けているから転用がきかないんじゃないかというご質問だと思います。

説明のとおり、アクセス道東西線の南か北かいずれかでやるというふうには説明してあります。

今、県に相談させてもらっていますけれども、絶対駄目だという状況ではないということです。あれはたしか流末が仁玉川に来ているからということで駄目だという、一般的には言われていますけれども、その辺は県と十分協議させてもらって駄目だという状況ではないということだけは報告させていただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） ほかにお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

ここで執行部は退席してください。ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○委員長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議案の協議

○委員長（木内欽市） 先ほど、議案第4号の旭市私債権等管理条例の制定について、本委員会の審査結果は可決となりました。

去る11月30日の全員協議会におきまして、林議長より本委員会に対し専決処分事項の指定についての協議を依頼されておりますので、本会議での発議案について、ご協議をお願いしたいと思います。

なお、所管の行政改革推進課の出席を求めました。

それでは、議案第4号が本会議で可決された場合、専決処分事項の指定に関する発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、発議案を配付してください。

（発議案配付）

○委員長（木内欽市） それでは、発議案について事務局より説明をお願いします。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） 専決処分事項の指定についての発議案をご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配付してございます発議案をご覧いただきたいと思います。

発議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

専決処分事項の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 市が当事者である1件100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関すること。
- 2 市営住宅家賃の滞納者に対する住宅の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

以上でございます。

○委員長（木内欽市） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） やはり、こういうことは緊急を要する場合もあると思うんですが、すべて専決で私はいいと思うんですよ。議会ごとといったらあれでしょう、年4回でしょう。3か月もしたら、せっかく取れる債権も取れなくなっちゃう場合もあると思うんですが、こういうものは私はすべて専決でいいと思います。そういう中で、なぜこういう100万円という金額を入れたのか。

○委員長（木内欽市） ご説明をお願いいたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） この手の訴えの提起に関しては、すべて市長専決でやってもいいんじゃないかという、事務方にとってはありがたいご意見なんですが、実は地方自治法180条には「軽易な」という文言がありまして、この軽易というのがどこまでが軽易かという認定は議会が行うということになっております。ただし、その軽易というのは、客観的にも軽易でなければならないということであります。

それで、実は平成13年に判例があるそうなんですが、この応訴事件、訴えの提起に対する、これは逆に今まで指定をもらっている部分なんですが、その和解のすべてを専決処分とすることは180条1項に違反する無効なものとした判例があるということで、やはりどこかで切らなければいけないということだそうです。

したがいまして、今まで和解については100万円まで指定をいただいておりますので、今回の訴えの提起についてもその100万円というところを、旭市の議会において軽易と見るのはそこまでだということではいかがかなということでお願いしたところであります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 和解と判決では、全然内容が違うわけですね。最終的な結論としては、和解であってもこれは判決と同じ効力しますが、和解したらそれが早い話が判決文と同じ効力となるわけですね。しかし、和解に至る前段は何といいますか、私の意見が入っちゃうわけですね。ですから、これは当然だと思うんですが。

これは応訴じゃないわけですね。こっちからやることなんですが、それで何で100万円

以上にしなくちゃならないのか。今、市の滞納を見たってそうでしょう。1億円近い滞納金額もあるわけですよ。そういうのも早くやれば取れなくなっちゃうものも取れるわけですよ。ですから、そういう中で、こういうものはやはり1日も早くやるべきもの。あえて私はこの100万円を切っちゃったほうがいいと思うんです。すべて専決でできると。そういう中で、なぜ100万円、その応訴に対してとはまた全然次元が違うと思うんです。

○委員長（木内欽市） 今のご意見に対して、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 2度にわたっての大変ありがたいご意見だとは思っておりますが、検討する中で、この180条の第1項の意義というのを考えたときに、いろんな文献を見ますと、例えば昭和25年に出た行政実例では、権限を市長に包括委任することは違法ではないが適当ではないから、具体的に基準を示して委任すべきであるということもあり、先ほどご紹介しました判例もあるというようなことの中で、やはりどっかで切るべきだと、それが今回お願いした100万円がいいのか、1,000万円がいいのか、200万円がいいのか、その辺は議会のほうでご判断いただきたいとは思いますが、どっかで線は切るべきだというのが今の法解釈だということのようでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（木内欽市） 太田委員。

○委員（太田將範） 公債権においては、かなり強い執行力を持っておりますので、その辺につきましては金額の大小ということとは関係ないと思うんですが、私債権ですので、やっぱり民法だとか、そういったところの関係にのっとってきますと、ある程度は柔軟な対応が必要があるということで上限として100万円を設けると、こういう考え方だと思うんですね。

ですから、人によって100万円というのはかなり高いかもしれない、人によっては安いかもしれないといったことがありますので、柔軟に対応するためには、やはりこのぐらいの水準の金額で妥当ではないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（木内欽市） ご意見ということで。

それでは、ちょっと近隣の状況を事務局よりご説明願います。

事務局長。

○事務局長（堀江通洋） 金額の面なんですけど、館山市が100万円以下、木更津市が100万円以下、それと浦安市は200万円以下、袖ヶ浦市が100万円以下、成田市が100万円以下、柏市は

200万円以下、富里市が100万円以下、このように近隣ではなっております。

以上です。

○委員長（木内欽市） ありがとうございます。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 参考のためにお聞きしますが、私債権、種別ごとというんですか、例えば給食費とか、学童保育、いろいろありますね。この古いのはどのぐらいのものがあるんですか。

○委員長（木内欽市） ただいまの意見に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） それぞれ言いますと、農業集落排水の使用料で平成17年から、市営住宅の家賃で平成元年から、学校給食費で平成10年、放課後児童の関係で平成17年、水道料金、使用料ですね、これが平成15年ということで報告を受けております。

○委員長（木内欽市） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） この古いのがありますけれども、それは全部、何らか債権保全してあるんですか。元年からということで、今、平成24年だから24年ですよ。これらすべて債権保全してあるんですか。

○委員長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 申し訳ありません。保全の手続きがされているかどうかについては、ちょっと確認をしてありませんでした。ということで、ただこの私債権につきましては、民法の規定を受けてしまうために債務者本人から、もう時効が経過したから私に払うつもりはありませんよという意思表示がないと放棄できないということで残ってしまっていて、実際には先ほど申し上げました市営住宅については保全の手続きがされていなければ、平成元年の残っているものについては請求できないと、本人から自主的に納めてくれる以外にはもう手段はないということだそうです。

○委員長（木内欽市） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） 特にないようでございますので、専決処分事項の指定については原案のとおりにすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（木内欽市） ご異議ないようでございますので、原案のとおり準備を進めたいと思

います。

続きまして、ただいまご協議いただきました発議案の提出者並びに賛成者についてですが、提出者は私、木内欽市、賛成者は委員5名とすることによろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○委員長(木内欽市) とりあえず賛成者は5名ということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(木内欽市) では、そのように準備を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長(木内欽市) それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時 1分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 木 内 欽 市